

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音
について規制する地域等

平成24年3月30日告示第100号

改正 平成27年7月3日告示第169号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条第1項並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める告示（昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下「建設騒音告示」という。）別表第1号の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、当該地域に係る特定工場等において発生する騒音についての規制基準並びに建設騒音告示別表第1号に規定する区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 本市の地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）
 - (2) 本市のうちみなみ町の全域及び旭が丘の一部の地域
- 2 法第4条第1項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域（第2種区域の夜間に係るものを除く。）、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
区域の区分	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- (1) デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- (2) 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- (3) 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - ア 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変更し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 第 1 種区域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域並びに前項第 3 号に掲げる地域をいい、第 2 種区域とは、同条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに前項第 2 号及び第 4 号に掲げる地域をいい、第 3 種区域とは、同条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第 4 種区域とは、同号に規定する工業地域をいう。
- (5) その属する区域の区分が変更された際、現に設置されている特定工場等（設

置の工事が開始されているものを含む。以下同じ。) であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、前号の規定にかかわらず、当該変更の日から起算して1年を経過する日までの間は、変更前の区域の区分の区域内に設置されているものとみなす。

(6) 工業専用地域であった地域が引き続いて指定地域(第4種区域として指定された地域を除く。)となった際、現に設置されている特定工場等については、第4号の規定にかかわらず、指定地域となった日から起算して1年を経過する日までの間は、第4種区域の区域内に設置されているものとみなす。

(7) 一の地域が指定地域(第1種区域又は第2種区域として指定された地域に限る。)となった際、現に設置されている特定工場等(前号に規定する特定工場等を除く。)については、第4号の規定にかかわらず、指定地域となった日から起算して1年を経過する日までの間は、第3種区域の区域内に設置されているものとみなす。

(8) 第5号から前号に規定する特定工場等のうち法第8条第1項の規定による届出がされたものであって、それぞれ第5号の当該変更の日又は第6号若しくは前号の指定地域となった日から起算して1年を経過する日までの間に当該届出に係る工事が完了したものについては、第5号から前号の規定は、当該工事が完了した日以後は、適用しない。

3 建設騒音告示別表第1号に規定する区域は、前項に規定する第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに同項に規定する第4種区域の区域内に所在する学校、病院等の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内とする。